

公益社団法人日本速記協会
会員規則

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条から第10条の規定に基づき、公益社団法人日本速記協会（以下「この法人」という。）の会員について必要な事項を定める。

(正会員)

第2条 定款第5条に規定する正会員は、この法人の目的に賛同して入会を申請し、我が国文字文化の発展のため速記の習得と普及並びに発言記録の品質向上を志す個人で、理事会が承認した者とする。

- 2 正会員は、定款第4条に掲げるこの法人の事業を企画し、率先して事業に参画する使命を有する。
- 3 正会員が納めるべき会費については、総会で定める会費規則による。

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、学術研究その他の見地からこの法人の発展を賛助するために入会した個人又は法人若しくは団体で、理事会が承認した者とする。

- 2 賛助会員が納めるべき会費については、総会で定める会費規則による。

(名誉会員)

第4条 この法人に対し特に功労のあった者で総会の決議をもって推薦する者を名誉会員とする。

- 2 名誉会員に推薦された者は、会費を納めることを要しない。

(入会の手続き)

第5条 定款第6条に規定する入会の申込みは、理事会で別に定める入会申込書（第1号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の申込みは、電子的手段によって行うことができる。
- 3 提出された入会申込みは、理事会においてその可否を決定し、入会決定通知書（第2号様式）により本人に通知する。
- 4 入会金については、総会で定める会費規則による。

(会員名簿)

第6条 入会者は、この法人の管理する会員名簿に登録する。（第3号様式）

- 2 会員は、第5条の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 3 当該会員から提出された変更事項により、会員名簿の更新を行う。
- 4 会員名簿に登録された個人情報の管理については、別に定める個人情報保護規程に従って行わなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、定款第8条の規定に基づき、任意に退会することができる。

- 2 会員は、前項の退会をする場合、退会届（第5号様式）を提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪及び解散
- (3) この法人の解散
- (4) 除名
- (5) 定款第7条の支払いの義務を2年以上履行しなかったとき
- (6) 総正会員が同意したとき

(除名)

第9条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(倫理綱領・行動規範)

第10条 この法人の会員は、この法人の倫理綱領、行動規範に従わなければならない。

- 2 倫理綱領、行動規範については、理事会において別に定める。
- 3 倫理綱領、行動規範に反する行為があったとみなされる申し立てがあったときは、理事会において別に定める会員の不正行為の調査・審理に関する細則に従い処分を受けることがある。

(再入会)

第11条 第8条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第5条に定める入会申込書にその旨を明記して提出しなければならない。

- 2 定款第8条第1項第5号の規定により会員資格を喪失した者は、当該未納分を支払わない限り再入会は認めない。
- 3 前各項の再入会申込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを本人に通知する。

(除名により会員資格を喪失した者の再入会)

第12条 第9条第1号の規定により除名となった場合の再入会は、理由を記した説明書とともに、改めて第5条に定める入会申込書を提出し、理事会において再入会の可否を決定し、これを本人に通知する。ただし、資格喪失後3年間は再入会を認めない。

- 2 同条第2号及び第3号の規定により除名となった場合の再入会は、これを認めない。
- 3 前各項の規定により再入会を認められなかった者より不服申立てがあった場合は、理事会の審議を経て、総会において再決定を行うことができる。

(会員の異動に関する通知)

第13条 理事長は、第5条第3項の規定に基づき新会員の入会を決定したとき、若しくは所属ブロック変更その他会員に異動があったときは、この法人が発行する「日本の速記」に掲載する。

(改廃)

第 14 条 この規則の改廃は、理事会及び総会の決議を経るものとする。

附則

- 1 この改正は、平成 27 年 11 月 14 日から施行する。

<参考>

入会申込書に記載する主要事項

- 1 入会に際しての誓約
「入会に際しては、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」
- 2 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話、メールアドレス
- 3 勤務先名称、所属部課、所在地、電話、メールアドレス
- 4 会費請求先及び「日本の速記」、資料等の送付先
- 5 業種及び専門分野
- 6 個人情報公開についての同意・不同意の確認
- 7 賛助会員の場合、代表者の氏名及び役職、担当者の氏名、役職及びメールアドレス